

寺田丁子口地区地区計画

(令和2年2月13日城陽市告示第4号)

名 称	寺田丁子口地区地区計画	
位 置	城陽市寺田丁子口	
面 積	約0.8ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>当地区は、本市東部の丘陵地中部にあり、JR奈良線「城陽駅」から南におよそ900mに位置し、西側にはJR奈良線及び府道69号線、南側には府道山城総合運動公園城陽線に近接する地区である。また、周辺を低層住宅地に接しており、周辺の住宅地と一体の土地利用が見込める区域である。</p> <p>本計画では、これらの立地条件を活かし、建築物の制限を定め、周辺環境と調和した、住宅地にふさわしい良好な居住環境の形成を図る。</p>
	土地利用の方針	<p>周辺の低層住宅地と調和を図り、良好な住環境を形成し、低層低密度の住宅を主体とした土地利用を図る。</p>
	地区施設の整備方針	<p>_____</p>
	建築物等の整備方針	<p>当地区の建築物は、用途の制限や敷地面積の最低限度を設けることにより、低層住宅地としてのゆとりある良好な居住環境を保全する。また、日照、通風等の影響を考慮し、壁面の位置の制限、建築物の高さの最高限度、かき又はさくの構造の制限を設けることにより、適正な区画規模のもと空地を確保し、地区内の緑化を図る。</p>
地区整備計画に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 住宅 (2) 住宅で建築基準法施行令第130条の3第1号、第2号、第3号、第6号に定めるもの (3) 診療所 (4) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に定める公益上必要な建築物 (5) 前各号の建築物に附属するもの（建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く。）
	建築物の容積率の最高限度	<p>建築物の容積率は、80%以下でなければならない。</p>
	建築物の建蔽率の最高限度	<p>建築物の建蔽率は、50%以下でなければならない。</p>
	建築物の敷地面積の最低限度	<p>建築物の敷地面積は、120㎡以上でなければならない。</p>
	壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、75cm以上でなければならない。ただし、次の各号に掲げるものは、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 軒の高さが2.3m以下の自動車車庫 (2) 外壁若しくはこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下である部分 (3) 軒の高さが2.3m以下で、かつ、壁面の位置の制限に満たない距離にある部分の床面積の合計が5㎡以下の物置等 (4) 門、へい、かき又はさく

地区整備計画	建築物等	建築物等の高さの最高限度	建築物の高さの限度、建築基準法における法第56条、法第56条の2、京都府建築基準法施行条例第19条の2の規定については、建築基準法における第一種低層住居専用地域、および宇治都市計画（城陽市決定分）高度地区における第一種高度地区に適合したものとする。
	に 関 する 事 項	かき又はさくの構造の制限	<p>かき、さく又はへいの高さは、地盤面より1.6m以下でなければならない。ただし、生垣又は門は、この限りでない。</p> <p>なお、道路に面する部分のかき、さく又はへいの形状及び材料は、次の各号の一に掲げるものでなければならない。（門を除く。）ただし、門の両側に設けられ、かつ、長さの合計が4m以下のものは、この限りでない。</p> <p>(1) 生垣 (2) フェンス等と植栽を組み合わせたもの (3) 高さ60cm以下のレンガ積み又は石積み等の上に植栽を施したもの</p>

寺田丁子口地区地区計画

